

# 指定難病などに関する支援制度

難病とは、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とするものを言います。  
今回は、指定難病などに関する支援制度についてお知らせします。

## 難病の種類

### 指定難病

難病のうち、患者の置かれている状況から判断して、良質で適切な医療を受ける必要性が高いもので、左の①②に当てはまるもののうち、厚生労働大臣が指定した疾病です。現在、348疾病が対象です。

- ①患者数が一定の人数より少ないこと
- ②客観的な診断基準が確立していること

### 特定疾患

厚生労働省が指定する4疾患と、静岡県が独自に指定する2疾患です。そのほかに、先天性血液凝固因子障害などの治療研究事業もあります。

### 小児慢性特定疾病

小児慢性疾病のうち、治療が長期にわたり、高額な医療費の負担が続く疾病で、厚生労働大臣が指定した疾病です。現在、801疾病が対象です。

## 医療費の助成（県が認定・支給）

指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たしている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療費の一部が助成されます。受給者証の交付を受けるには、疾病ごとに認定基準があります。主治医と相談の上、富士保健所に申請してください。

詳しくは、富士保健所に問い合わせるか、県ウェブ

サイトをご覧ください。

※「医療受給者証」のほか、「こども医療費受給者証」も交付されている場合、当該療養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、こども医療費の払戻し対象です。



▲詳しくはこちら



詳しくは▶  
こちら



### 問合せ／

- 「指定難病」「特定疾患」について  
富士保健所 医療健康課 ☎(65)2659
- 「小児慢性特定疾病」について  
富士保健所 福祉課 ☎(65)2647
- 「こども医療費」について  
子育て給付課 ☎(55)2738

## 療養扶助費（市が支給）

対象／①④のいずれかの交付を受けた人

- ①「特定医療費（指定難病）受給者証」
- ②「特定疾患医療受給者証」
- ③「先天性血液凝固障害等医療受給者証」
- ④「小児慢性特定疾病医療受給者証」

支給金額／  
一律支給分 1万円（受給者証の有効期間内1回）  
入院支給分

- ・1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円
  - ・1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円
- ※そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、車いす等

の購入費用の一部を助成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」があります。  
※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスを受けることができる場合があります。

### 問合せ／

- 「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッシュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」について  
保健医療課 ☎(67)0260
- 「障害福祉サービス」について  
障害福祉課 ☎(55)2761

## 富士市難病患者・家族連絡会

難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成されています。難病患者と家族がよりよい生活を送るため、様々な支援活動をしています。

### 【活動内容】

- ・電話または、面接による相談（無料）  
☎(64)9045
- ※秘密は厳守します。
- とき／毎月第1・第3水曜日 10～15時
- ところ／フィランセ東館3階 福祉団体活動室

・難病患者総合相談会の開催、会員同士の交流及び他団体との交流、医療講演会の開催など

【問合せ】富士市難病患者・家族連絡会事務局  
☎090(8737)7952